

# 長崎県高等学校文化連盟演劇専門部規約

## 第1章 総 則

### (名称・事務局)

第1条 本専門部は、長崎県高等学校文化連盟演劇専門部と称し、事務局を会長指定の学校に置く。

### (目 的)

第2条 本専門部は、県内の高等学校における文化活動の健全な発展を図ることを目的とする。

### (事 業)

第3条 本専門部は前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 高等学校の総合的文化行事の開催（各地区大会・県大会）
- (2) 演劇部員および顧問対象の講習会の開催
- (3) 高校演劇の各種発表会の開催
- (4) その他演劇の資質向上を目的とした諸事業

### (組 織)

第4条 本専門部は、県内の演劇部が存在する高等学校をもって組織する。

第5条 本連盟に、次の支部を置く。

- (1) 県南支部 長崎市・時津町・長与町・西海市・五島市
- (2) 県央支部 諫早市・大村市・島原市・雲仙市・南島原市
- (3) 県北支部 佐世保市・波佐見町・東彼杵町・川棚町・佐々町・松浦市・平戸市・小値賀町・上五島町・壱岐市・対馬市

## 第2章 役 員

第6条 本専門部に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 委員長 1名
- (3) 各地区事務局長 3名（各地区1名）
- (4) 各地区副事務局長 3名（各地区1名）
- (5) 会計 1名

(6) 監事 3 名 (各地区 1 名)

(役員を選出)

第 7 条 本専門部の役員は、次の方法により選出する。

- (1) 委員長は、本専門部の専門委員会により決定する。原則各地区の輪番制とする。
- (2) 会長は委員長が属する高等学校の校長を充てる。
- (3) 各地区の事務局長および副事務局長は、各地区の理事会において承認する。
- (4) 会計および監事は、委員長・会長の推薦により、専門委員会で承認する。

(役員任期)

第 8 条 役員任期は、原則 3 年とする。ただし、再任を妨げない。

(役員職務)

第 9 条 役員職務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本専門部を代表し、会務を総括する。
- (2) 委員長は、本専門部を代表し、その実務を行う。
- (3) 会計は、本専門部の会計の実務処理にあたる。
- (4) 監事は、本専門部の会計を監査する。

### 第 3 章 機 関

(機関)

第 10 条 本専門部に、次の機関を置く。

- (1) 専門委員会
- (2) 地区委員会
- (3) 事務局

(専門委員会)

第 11 条 専門委員会は、次の事項を審議する。

- (1) 地区委員会から提出された事項
  - (2) 県全体で理解を共有すべき事項
  - (3) 九州高等学校演劇協議会で検討・決議を求められた事項および報告
  - (4) 県大会についての事項
- 2 専門委員会は、会長が招集し、主宰する。

(地区委員会)

第 12 条 地区委員会は、次の事項を審議する。

- (1) 地区大会についての事項
- (2) 地区での講習会・発表会などの開催について
- (3) 役員の推薦
- (4) 地区内の事業計画ならびに予算・決算
- (5) その他、事務局長が必要と認めた事項

(事務局)

第 13 条 事務局は、本専門部の事務を処理する。

(会議)

第 14 条 会議は、構成員の 2 分の 1 以上の出席で成立する。

- 2 会議の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

#### 第 4 章 会 計

(経費)

第 15 条 本専門部の経費は長崎県高等学校文化連盟からの助成をもって充てる。

(会費)

第 19 条 本連盟の会費は、加盟校の生徒 1 人当り年額全日制は 8 0 0 円、定時制・通信制・

単位制並びに特別支援学校高等部は 2 0 0 円とする。

- 2 納付期限は、毎年 5 月末日とする。

(会計年度)

第 20 条 本連盟の会計年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 3 1 日までとする。

(会計経理)

第 21 条 本連盟の会計は、別に定める長崎県高等学校文化連盟会計規程による。

## 第5章 附 則

第22条 その他、運営上必要な事項については理事会で定める。

- 1 本連盟規約は、平成元年4月19日から施行する。
- 2 本連盟規約は、平成4年4月1日に改正・施行する。
- 3 本連盟規約は、平成5年5月18日に改正・施行する。
- 4 本連盟規約は、平成7年5月16日に改正・施行する。
- 5 本連盟規約は、平成8年2月21日に改正・施行する。
- 6 本連盟規約は、平成11年10月5日に改正・施行する。
- 7 本連盟規約は、平成17年5月20日に改正・施行する。
- 8 本連盟規約は、平成19年4月1日に改正・施行する。
- 9 本連盟規約は、平成20年4月1日に改正・施行する。
- 10 本連盟規約は、平成21年4月1日に改正・施行する。